農泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン

（第５版）

一般社団法人　日本ファームステイ協会

令和４年１１月２９日

「農泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第５版）」

目　　次

Ⅰ．はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ．２

Ⅱ．具体的な対策検討にあたっての考え方　・・・・・・・・・・・　Ｐ．３

Ⅲ．具体的な感染防止策

１．清掃・消毒に関する留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ．４
２．宿泊施設において留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項・・　Ｐ．６
３．農泊施設（宿泊）滞在期間中の留意点　・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ．９
４．宿泊客の感染疑いの際の対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ．１４
５．農業体験等、体験メニュー実施時の留意点　・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ．１４
６．旅行会社等、送り手に向けた確認・依頼事項　・・・・・・・・・・・・・　Ｐ．１７
７．「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」
について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ．１８

Ⅳ．付属資料編

１．農泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドラインＱ＆Ａ・・・・　Ｐ．２０

２．「新型コロナウイルス拡大防止チェックリスト」・・・・・・・・・・・・　Ｐ．２１

３．参考とした資料等一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ．２４

Ⅰ．はじめに

一般社団法人日本ファームステイ協会では、『令和元年度農山漁村振興交付金事業：農泊推進対策広域ネットワーク推進事業「農泊マニュアルの作成」』により作成された「農山漁村地域の所得向上・活性化のための農泊手引き」に対する編集協力を実施し、令和２年３月に同手引きが発行されました。

そのなかでリスクマネジメントにおける各種リスクを紹介し、その対応等について記載しておりましたが、今般の新型コロナウイルスが新たな脅威として出現したため、今後は「新たな日常」モデルをつくりあげることが必要となっています。

宿泊業をはじめ各種業界団体においても、業界ごとに「対応ガイドライン」を作成し、それぞれの現場で創意工夫をしながら実践されている中、農泊地域の旅館業法（簡易宿所営業）に基づく「農家民宿・農林漁業体験民宿」においても、宿泊業界にて作成された「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に則った対策が求められており、また観光庁からは、住宅宿泊事業法（民泊新法）に基づく届出施設においても「同様の対応をとることが望ましい」との通知（令和２年２月）がなされているところです。さらには、旅館業法や住宅宿泊事業法に基づかず、体験料等を収受し宿泊させる「農家民泊・イベント民泊」についても同様の対応に留意する必要があります。

そのような中、本協会として、宿泊業や外食業団体さらには観光施設、旅行業界等の対応ガイドラインを基本としながら、農家民宿等の実情等も勘案して「宿泊（家主居住型・不在型）」「体験」「来訪者への依頼事項」等を含めた「農泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第１版：令和２年６月３０日付）」をまとめ、「感染症学の専門家」および「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室」の監修をいただいいたのち、「第２版：令和２年７月２０日付」「第３版：令和２年７月３１日付」その後のデルタ株等の変異株の拡大を踏まえ「第４版：令和３年１０月２９日付」を作成し、さらには、「第５版：令和４年１１月２９日付」を作成しました。

本ガイドラインは、業界団体として現時点において必要と考えられる対策を各団体に対して指針を示したものであり、今後とも最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、宿泊客の要望、事業者側の受入環境等を踏まえて必要な見直しを行ってまいります。

全国の農泊実践者の皆様におかれては、本ガイドラインや関連業界のガイドライン（２５ページに掲載）を参考として各施設の実情に合わせた具体的な対策を講じていただき、積極的にご活用いただけますようご案内申し上げます。

®ＭＡＦＦ「農泊」は農林水産省の許諾を得て使用します。

Ⅱ．具体的な対策の検討にあたっての考え方

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室において、最新情報（専門家の提言、政府事務連絡、業種別ガイドラインの改訂事例等）を踏まえ、見直しのためのポイントをまとめられたものを参考にし、「感染症学の専門家」や「農林水産省」の監修に従い以下の点に留意しました。

① 感染リスクが高まる「５つの場面」の下記各場面が該当するところを具体的に点検し、個々の場面に重点を置いた対策を実施します

（場面１）飲酒を伴う懇親会等

飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下します。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすくなります。

特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まります。

また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高めます。

（場面２）大人数や長時間におよぶ飲食

長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に　比べて、 感染リスクが高まります。

大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まります。

（場面３）マスクなしでの会話

マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まります。

車やバスで移動する際の車中でも注意が必要です。

（場面４）狭い空間での共同生活

狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まります。

寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されています。

（場面５）居場所の切り替わり

仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがあります。

休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されています。

② 三密（密集・密閉・密接）のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるよう日頃から徹底します。

③ オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策

上記等を踏まえ、業界・業種の特性に応じた感染リスクの検討・評価、感染状況に応じた対策を講じます。

Ⅲ．具体的な感染防止対策

１．清掃・消毒に関する留意事項

「家主居住型」「不在型」等、宿泊施設は共通にて以下の清掃・消毒の方法に留意します。

(1)「家主居住型」ならびに「不在型」宿泊施設が共通して留意する事項

① 情報の収集は、正確かつ信頼できる情報源（自治体情報等）を利用します

② 宿泊客がチェックアウトした後は、これまで以上に清掃と消毒を徹底します

③ 清掃業者等、外部スタッフを利用する場合は当ガイドラインを参考に、求めている水準や過程を説明し、清掃業者サイドの内容を定期的に確認します

④ 宿泊客に向けて、事前および滞在中に、清掃に関して施設が実施している対策が伝わるよう工夫します

（例：施設内部に表示、ＨＰ等詳細情報に記載、施設情報の小冊子作成　等）

(2)宿泊客向けサポート

① 宿泊客が手の清潔を保てるよう、手指消毒剤、抗菌ハンドソープ（通常の石鹸でも可）等を入り口や主要な箇所に用意するとともに、定期的な手洗いを徹底します

② 宿泊客が、自分で清掃・消毒ができるよう清掃用具や消毒剤の用意を検討し、それらの使用方法も掲示します

③ 宿泊客が清掃する場合、清掃後の様子や清掃状態をチェックし、必要があれば再度清掃します

(3)清掃・消毒の留意事項

① 清掃する場所（部屋・バスルーム・キッチン等）により、清掃用具を使い分けて二次汚染を防止します

② リスクが最も低い場所（寝室・リビング）から清掃を開始し、リスクが高い場所（キッチン・バスルーム）に移ります

③ 通常の清掃に加え、ドアノブなど不特定多数が触れる箇所は定期的に「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）等で推奨される消毒・除菌方法（消毒用アルコール（70%以上95%以下のエタノール）、家庭用洗剤、次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、次亜塩素酸水等）を使用して清拭し、消毒を行います

消毒方法については、例えば厚生労働省ＨＰの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照

④ トイレは、作業前後（作業時間が長い場合は作業中でも適宜）に石けんや流水による手洗い（30秒以上）及び手指消毒を行い、マスクのほか、使い捨て手袋を着用します

便器内の作業時は、飛沫感染を防止するため、顔を覆うことができる物（フェ

イスガード、ゴーグル等）をすることが望ましいが、入手できない場合は汚水の飛び散り等に十分注意します

トイレットペーパーの汚染を防ぐために、未使用部分に触れないよう注意し、切離面の三角折りはしません

⑤ 清掃の徹底と記録のため、チェックリストを作成します

⑥ 作業の最中と後には換気を行います

(4)宿泊施設に関する消毒の優先ポイント

ドアノブ、リモコン、スイッチ、バスルームの蛇口、トイレの洗浄ハンドル・便座、台所用品、箸・ナイフ・フォーク、椅子・テーブル等の家具、リネン類、廃棄物・ごみ箱、清掃用具、宿泊者向け印刷物（パンフレット・メニュー）

(5)寝具等リネンの取り扱い

① 使用済み寝具リネンに触る回数は最低限に抑え、振り回さないよう注意します

② なるべく高温で洗い、完全に乾かしてから収納し、清潔なリネンと使用済みリネンは必ず分けて収納します

(6)チェックアウト後の清掃と次の宿泊客の受け入れ

チェックアウト後、換気や清拭終了後に次の宿泊客を受け入れます

２．宿泊施設において留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

「家主居住型」と「不在型」、「食事提供の有無」等、施設によってその対応策と範囲は異なりますが、以下の留意事項を参考に、それぞれの実情に応じて必要な対策を講じます。

(1) 留意すべき基本原則

① 新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整えます

② 施設内においてはマスクを正しく着用（品質の確かな、できれば不織布を着用）し、咳エチケットや大声での会話を控えるよう徹底（従業員、家族及び宿泊者・入館者に対する周知）します

また、病気や障がい等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないよう十分配慮するとともに適切な感染対策を講じます

マスクの着用について、例えば厚生労働省HP「マスクの着用」を参照

③ 従業員・家族と宿泊客及び宿泊客同士の接触をできるだけ避け、対人距離を確保（1m以上）します

④ 感染防止のための宿泊客・体験客等の受入れ人数を調整（三密防止）します

⑤ 入口及び施設内の必要と思われる場所での手指の消毒設備の設置と徹底・周知を行います

⑦ 機械設備による換気または窓開け換気（可能な範囲で2方向）をします（可能であれば常時換気あるいはこまめな換気につとめます。）

※必要に応じ、ＣＯ２測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし、「1000ppm 以下」を維持することも望ましい

⑧ 乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿します

⑨ 宿泊客・従業員・入館者へのこまめな手洗い・消毒を徹底、周知します

⑩ 従業員・家族の健康観察アプリの活用などを通じ、毎日の体温測定、健康チェックなどで健康状態の把握を奨励します

少しでも体調が悪い従業員・家族が見いだされた場合や従業員・家族が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員・家族に対する抗原定性検査キットによる検査や医療機関への相談を検討してください

抗原定性検査キットで検査を行い、結果が陽性であった場合は、受診・相談センターや医療機関への相談を行ってください。なお、65歳未満の重症化リスク（※）の少ない者であって症状が軽い場合は、抗原定性検査キットによる検査の陽性の結果を、自治体の健康フォローアップセンター等に連絡することで、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能です

職場での検査の具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、厚生労働省のHP（「職場における積極的な検査等の実施手順（第3版）について」を参照してください

https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf

（令和4年10月19日事務連絡「職場における検査等の実施手順（第3版）について」）

※　重症化リスク：高齢者、基礎疾患のある方及び一部の妊娠後期の方です。また重症化のリスクとなる基礎疾患等には、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満、喫煙があります。なお、ワクチン接種を受けることで、重症化予防効果が期待できます。

https://www.mhlw.go.jp/content/000927280.pdf

⑪ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者と接触があった者のうち、会話（大声や飛沫が飛ぶ会話を想定）の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、一定期間（5 日間）の外出自粛と健康観察を含めた感染拡大防止対策をとります。なお、2 日目及び 3 日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3 日目から行動制限の解除が可能です。なお、療養期間又は待機期間解除後に職場等で勤務を開始するに当たって職場等に PCR 検査や抗原定性検査キット等による陰性証明書等を提出する必要はありません。

⑫ ワクチン接種については、厚生労働省ＨＰの「新型コロナワクチンについて」を参照するなど、意義と位置づけを周知啓発します

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

健康観察アプリの１例「健康観察 CHAT」
参照：内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室ＨＰ
https://corona.go.jp/health/

(2)各エリア・場面の共通事項

① 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を少なくするよう工夫します

② 手や口が直接触れるもの（コップ、箸等）は、使用の都度洗浄し消毒又は使い捨てにするなど可能な範囲で特段の対応を図ります

③ 人と人が対面する場所は、距離の確保（1m以上）に留意し、困難な場合はアクリル板・透明ビニールカーテン等（次項注１）で飛沫感染を防止します

④ 手洗い、手指消毒の徹底を図ります
⑤ 感染リスクが高まる「５つの場面」「新しい生活様式」等も活用し、感染予防対策の周知を図ります
⑥ 従業員・家族等の衣服は使用の都度（毎日）洗濯します
⑦ 従業員の有症状者（発熱又は風邪等の症状）の出勤自粛をします。
⑧ 従業員同士で会議などを実施する場合はマスク着用をし、三密の回避、換気の徹底、身体的距離の確保に留意します
⑨ 宿泊客、従業員・家族の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえて、宿泊客や利用者がいない間も中断することなく感染防止策に留意します

３．農泊施設（宿泊）滞在期間中の留意点

(1)受付時（旅行者との合流場所等）の対策

① 受付時には、全員の検温と本人確認を徹底します

② 入口及び適正な箇所に手指の消毒設備を設置します

③ 入館の際に手指の消毒・体温計測・健康質問票の記載を依頼します
発熱が軽度であっても咳・咽頭痛、けん怠感などの症状がある人は申し出るように呼びかけます。抗原定性検査キットを利用し検査で陽性だった宿泊客においては医療機関の受診を勧めます

(2)送迎等の乗車時、利用上の対策

① 送迎車の運転席と後部座席の間にはビニールシート等（注１）で仕切りを設置します

② 窓を開放する等、換気に留意するとともに、座席については、全員がマスクを着用することを前提に、可能な限りゆとりのある座席確保で対応することとします（助手席は、極力、宿泊客は使用しないようにします）

③ 乗車時には、出来るだけ会話を少なくする等、感染予防の行動を依頼します

【 注１／飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項 】

令和２年７月１７日　消防庁

飛沫防止用のシートに着火する火災が発生したことを受けて、下記の通り留意事項が発出されましたのでご留意ください。

火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品等）を使用する。

同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状の物の方が防火上望ましい。

不明の点があれば、最寄りの消防署に相談する。

（燃えにくい素材の考え方）

一般的に、飛沫防止のために使用が考えられる透明のシート類は、引火点、発火点、自己消火性の有無等の性質を踏まえると、ポリ塩化ビニール製やポリカーボネート製のものが比較的燃えにくい素材であると考えられる。

難燃性、不燃性、防火製品などの情報については、製造者等の製品仕様を確認することが望ましい。

参考

シート類については、(公財)日本防炎協会が定める防炎性能基準に適合するものが防炎製品として認定されているものがあり、防炎製品として認定された製品や材料には防炎製品ラベルが貼付されている。

[防炎製品ラベルの例]

⑶ チェックイン （入館受付）時の対策

① 施設でのチェックイン手続きは、アクリル板の設置やフェイスシールドまたは適切なマスクの着用を図ります

② モバイルによるプリチェックインの導入等を検討します

③ チェックインの時間をお客様ごとに設定して顧客相互の接触を避け、加えて全員の検温と本人確認を１００％実施します

【宿泊カード等の記入】

- 宿泊カードのオンライン化を検討します（メール等で必要事項の事前受付）
- 筆記具は、使い回しせず人数分用意するか、スタッフが代筆、または適時清拭消毒をします

【館内・客室案内】

- 口頭の説明を最小限にとどめ、文書の配布や動画紹介等の導入を検討します

【鍵の受渡し】

- 事前に清拭消毒した鍵を手指消毒をしたうえで受け渡しをします
- 返却された鍵は、清拭消毒を行ってから管理します

【団体旅行や修学旅行の受入れ時の対応】

- 受付時は代表者がまとめてチェックインを行い、ツアー参加者は一つの場所に固まらず、分散して待機を行うよう要請します（雨天時の工夫も検討）

⑷ 客室・設備等の対策

【部屋のドアの開閉】

- ドアノブの清拭消毒を定期的に励行し、常に清潔を保つようにします

【部屋の設備（※）への対応】

- 客室清掃時に、消毒剤（洗浄剤・漂白剤等）を使って表面を清拭します
  ※テレビ・空調のリモコン、部屋の照明スイッチ、座卓、押入、電話、トイレ等
- 部屋に消毒スプレーを設置し、衣類などへの除菌ができるように依頼します
- コップ、急須、湯飲み等は消毒済みのものと交換し、使い捨てでの対応も検討します
- 使用済アメニティは廃棄、スリッパは使い捨て又は消毒を徹底します

【換気の対応】

- 空調機を外気導入に設定します（機能があるか確認してください）
- 機械設備による換気または窓開け換気（可能な範囲で2方向）をします
  可能であれば常時換気あるいはこまめな換気につとめます

【家族等普段生活している人以外との相部屋】

・ 基本的に宿泊客の同居者以外との相部屋は避けることとし、止むを得ない場合は双方の同意を得ることとします

また、団体旅行や修学旅行の場合、ツアー出発前に事前に参加者への確認を行うことを要請します

(5) 浴場の対応

① 入浴時間の設定等、入場人数の制限を行います

② 最寄りの温泉（日帰り入浴施設・温泉旅館等）との連携も検討します

【更衣室】

・ ドアノブ、セキュリティロック等の清拭消毒を定期的に行います
・ 定期的なロッカーの清拭消毒を行います
・ 浴場での貸しタオル中止、客室から清潔なタオルの使用を要請します

【浴室内】

・ 備品等の清拭消毒を適時に行います
・ 浴室内の換気強化を徹底します
・ 浴室、浴槽内の人数制限を行うとともに、対人距離の確保や会話を控えること等を要請します

【洗面・化粧台】

・ドライヤー等備品の清拭消毒を徹底し化粧品・ブラシ等は持参を要請します

【休憩室等】

・ 極力、対面で会話をしないように配置等を工夫します
・ 休憩、共通スペースは、常時換気に努めます
・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒します
・ 使用後の備品（ソファー、体重計等）の清拭消毒の協力を要請します
・ 水や飲料サービス機器のボタン等の定期的な清拭消毒を行います

(6) 食事関係

食事処、レストラン等の接待を伴わない飲食店として都道府県の施設使用制限に従いますが、その徹底した感染防止対策としては以下のことに留意します。

【宿泊客に提供する料理の調理時の対応】

・ 調理前には、手洗い・消毒を徹底します
・ 調理時は、マスクと手袋、ヘアキャップを着用します

【会食等の共通対応】

・ 参加人数、滞在時間の制限、席の間隔（1m以上）に留意します
・ 従業員、家族はマスクを常時着用し、フェイスシールドの用も検討します

・ 宿泊客に食事中以外の適切なマスク着用を徹底するよう要請します
・ 過度な飲酒の自粛をします
・ 発熱、咳、かぜ症状のある人は別室での食事を要請します
・ 手洗いまたは手指消毒の徹底を図ります
・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限します
・ 座席の間隔の確保ができない場合は、テーブル上に区切りのパーティーション（アクリル板等）を設置します
・ 会食場は機械設備による換気または窓開け換気（可能な範囲で2方向）をします
可能であれば常時換気あるいはこまめな換気につとめます
・ 大声での会話や盃の回し飲みは控えるよう要請します
・ 従業員・家族と宿泊客の接触は、必要最小限にとどめます

【料理提供の対応】
・ 盛り付け担当者の衛生管理を徹底します
・ 従業員・家族の衛生管理を徹底します
・ 下膳と同時に料理提供をしない等を徹底します
・ 提供の際は、マスク・手袋を正しく着用します

【食べ終わった食器類の下膳の対応】
・ 下膳作業後の手洗い、手指消毒を徹底します
【部屋食の対応】
・ 調理場から客室への料理の運搬時においては、運搬用機器の手に触れる部分の清拭消毒を行うなど必要に応じた対応を行います

【客室内での料理の提供】
・ 横並び着席を推奨するなど感染防止の協力を要請します
・ 客室入室後、手指消毒をしてから料理を並べます
・ できるだけ一度に料理を提供し、客室への入室回数を少なくします
・ トング・箸を共用する際は、手指の消毒を推奨し可能な限り、個別の提供を心掛けます
・ 従業員・家族はマスクを正しく着用し、フェイスシールドの着用も検討します
・ 従業員と宿泊客の接触を極力減らす（料理説明を料理説明メモに変更等）工夫をします
【食べ終わった食器類の下膳】

・ 下膳作業後の手洗い、手指消毒を徹底します

⑺チェックアウト　（退館時の対応）

【鍵の返却】

・ フロントスタッフの手指消毒、返却後のキーを消毒します

⑻ 清掃等の作業

清掃等については「清掃・消毒に関する留意事項（Ｐ４－５）」も参照のうえ、以下の点に留意して対応してください。

【従業員・家族による客室の布団上げ】

・ マスクを適切に着用し、使用後のリネン類は回収後に人が触れないように密閉保管したうえで、速やかに洗濯またはリネン業者へ委託します

【客室清掃】

・清掃時はマスク・使い捨て手袋の着用を徹底します
・清掃時には窓やドアを開放し、完全に空気を入れ替えるようにします
・使用した浴衣、室内スリッパ等はすべて洗濯・消毒済みのものと交換します
・使用済みタオルは、人が触れないように密閉保管し、洗濯・消毒します
・ゴミを捨てる際は、ゴミに直接触れず、ゴミ袋はしっかりしばって封をし、廃棄します。
・ゴミを捨てた後は手を洗います。

【浴場清掃】

・浴室内の設備・備品を清拭消毒します
・清掃時には窓やドアを開放し、完全に空気を入れ替えるようにします
・脱衣室内の設備・備品を清拭消毒、ロッカー内部も清拭消毒を励行します
・使用済みタオルは密閉保管し、洗濯・消毒を行います
・浴槽等の消毒を徹底します

【館内清掃】

・ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃します
・ 通常の清掃後に、不特定多数が触れる表面を、始業前始業後に清拭消毒することが重要であり、ドアノブや階段の手すり、受付デスク、家具などは、定期的にアルコール消毒液で拭くこととします
・ゴミを捨てる際は、ゴミに直接触れず、ゴミ袋はしっかりしばって封をし、廃棄します。
・ゴミを捨てた後は手を洗います。
・ 宿泊客用スリッパ等は使用後の清拭消毒、又は使い捨てに変更します

⑼ トイレ（<u>※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意</u>）

① 便器内は、通常の清掃と共に可能な範囲で消毒します
② 不特定多数が接触する共有部分は、清拭消毒を行います
③ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備します

④ 常時換気をオンにするなど換気に留意します

(10)従業員・家族スペース

① 休憩、共通スペースは、一度に休憩する人数の制限、対面での食事や会話の自粛し、常時換気します
② 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒します
③ 手洗い、消毒等の徹底を図ります（入退室前後も）
④ 事務作業等の場合、業務に支障とならない範囲で、テレワーク等遠隔業務の積極的に検討します

４．宿泊客の感染疑いの際の対応

(1) 事前に他の宿泊客と区分して待機する部屋等を確保するように努めます
(2) 発熱や呼吸困難・けん怠感等、感染が疑われる宿泊客がいる場合、客室内で待機し、マスク着用のうえ部屋から出ないよう依頼します（同行者も同様）
(3) 食事は客室に届けるようにして他の宿泊客との接触を避けるよう配慮します
その宿泊客と対応するスタッフは限定し、対応時にはマスク等を着用します
(4) 宿泊者に発熱や感冒症状などがある場合、本人の同意を得た上で、 宿泊施設近隣の医療機関や「受診・相談センター」に連絡し、その指示に従います
(5) 当日の宿泊者名簿を確認し、保健所への提出に備えます
(6) 宿泊客に、再度、健康状態の確認を行います
(7) 教育旅行等、団体旅行の場合、速やかに添乗員や学校関係者に情報共有しながら対応します
(8) 安全管理マニュアルおよび緊急連絡体制には、感染疑いの際の対応について記載するようにします。
(9) 万が一感染が発生した場合に備え、週末を含め保健所に連絡、指導を仰ぐ体制を確立します

５．農業体験等、体験メニュー実施時の留意点

各都道府県発行の「イベント開催等に係る基本的な感染防止策」を参照しながら感染防止に努めます

「参加者の体調管理」「マスク」「大声抑制」「密閉の回避（換気）」「密集・密接の回避」「参加者自身による感染把握」等、基本的な感染防止策が示されておりますので、下記の留意点と合わせて対応ください

(1)参加者への依頼事項

①予約制がある場合は事前予約を利用して余裕を持った来場等、協力を依頼します
②当日は、参加者に来場前に体温測定、健康チェックの実施を依頼します
（少しでも体調に違和感があった場合は、参加自粛、中止の検討を依頼）
③体験中は、身体的距離の確保（人と人とが触れ合わない距離での間隔または少人

数に分けて複数回で実施等）、マスク着用、手洗い・手指の消毒の励行を依頼します

④ 使用済みマスクは、お客さまご自身で処分を依頼します

⑵体験メニューの留意事項

【消毒液の設置】

・ 施設の出入り口への消毒液、トイレの手洗い場への消毒効果のある石けんなど、利用者が利用する場所への消毒液等の設置と周知を行います

・ 参加者への手洗い、手指の消毒の励行等についての声掛けを徹底します

【密集・密接・密閉空間（三密）を避ける】

・ 体験時の説明者等は、フェイスシールドまたはマスクの着用（場合によっては両方）を徹底します

・ 密集空間を作らないための工夫や適切な列間隔の確保を行います

・ 対面接客時の適切な距離の確保を行います

・ 屋内施設は、常時または定期的に十分な換気（窓が少ない場合は、換気扇の併用）を徹底します

【調理体験時の対応】

・ 調理前には、手洗い・消毒の徹底を依頼します

・ 調理時は、マスクと手袋、ヘアキャップの着用を依頼します

・ 手指衛生に用いる消毒用アルコールに引火しないよう周知します

【食事】

・ 食事における注意事項は本ガイドラインＰ１０－１１を参照ください

【参加者対応】

・ 施設の新型コロナウイルス対応策について掲示するなどお客さまに協力を依頼します

・ 受付時、終了時に同一のボールペンやサインペン等を使用するときは、使い回しはせず人数分用意するか、スタッフが代筆します

・ スタッフの業務中は、マスクまたはフェイスシールド着用(場合によっては両方)の徹底を図ります

・ 拡声器、マイクの使い回しは避けます

・ 案内窓口や販売所レジでは、一定距離を保つよう案内します

・ カード決済、電子マネー等キャッシュレス精算の導入を検討し ます

・ 座席、体験用具などは、使用の都度、アルコール消毒液等で消毒します

・ 参加者がよく触れる箇所（ドアノブ、水道カランなど）はこまめにアルコール消毒液等で消毒します

・ 体験に使用する道具の使い回しは極力避けます

・ 人数分そろわない道具を使用する場合は、使い捨て手袋（ゴム、ビニールなど）を配布し、着用のうえ道具を使用します

【スタッフの体調管理】

- スタッフは、毎日、体温測定、健康チェックを実施します
- 受入時、調理前、トイレ後の手指の消毒、手洗いを徹底します
- スタッフに発熱、咳などの風邪症状がみられたときは業務を中止します

【参加者の感染疑いの際の対応】

- 事前に他の参加者と区分して待機する部屋等の確保に努めます
- 万一、発熱や呼吸困難、けん怠感など、感染の疑われる参加者がいる場合、別室等で待機し、マスク着用をお願いし、外に出ないように依頼します
  ※同行者も同様
- 食事提供の場合、待機室に届ける等、他の参加者との接触を避けるよう配慮します。またその参加者と対応するスタッフも限定し、対応時にはマスクを着用します
- 近隣の医療機関や「受診・相談センター」に連絡し、感染の疑いのある参加者の状況や症状を伝え、指示に従います
- 当日の参加者名簿を確認し、保健所への提出に備えます
- 教育旅行等、団体旅行の場合、添乗員や学校関係者に速やかに情報共有して対応します
- 安全管理マニュアルおよび緊急連絡体制には、感染疑いの際の対応について記載するようにします。
- 万が一感染が発生した場合に備え、週末を含め保健所に連絡、指導を仰ぐ体制を確立します

６．旅行会社等、送り手に向けた確認・依頼事項

⑴ 自施設の対応ガイドラインの情報提供

① 旅行会社や教育機関等、送り手側に施設の安全対策について、ホームページ上にて公表することを含め、事前に最新の情報を提供します

⑵ 旅行会社等への確認・依頼事項

【出発前、実施中】

- 旅行の出発となる都道府県から、都道府県外への移動自粛の要請がなされていないことを確認します
- 旅程に組み込む運送機関、食事箇所、観光施設、体験プログラム等については、事前に、適切な感染防止対策を取っていることを確認し、お客様へ情報を共有します
- 感染状況の変化等により旅行の安全かつ円滑な実施が困難となった場合、またはその困難となる可能性が大きい場合には、旅行の中止を依頼します
- 旅行開始後であっても、感染状況の変化によりその後の旅行の安全な継続が困難となる可能性が大きいことがわかった場合は、旅行の中止を依頼します
- 各施設に入場の際にアルコール消毒の徹底を依頼します

【観光・体験中】

- 観光地では、団体メンバーが集まって「三密」の状態を作らないよう、添乗員等からの案内について協力を依頼します
- 入場施設では、入り口や施設内部での密集・密接を避けるため、小グループに分け、時間差をつけた入場等の工夫を行うよう依頼します

【食事】

- 食事においては、受入先のガイドラインに従った利用ができるよう案内を依頼します
- その他の場所での食事においても、食事中の飛沫感染を防ぐため、時間をずらす、距離の確保、パーティションの設置等を依頼します
- 施設の従業員との接触をできるだけ少なくすることを依頼します

【添乗員が同行しない場合】

- 施設のガイドライン等について、事前に参加者への案内を依頼します

【参加者の健康管理、添乗員等関係者の健康管理】

- 出発前にお客様の体調確認（体温、体調チェック）を行い、発熱や感染の疑いのある症状を呈している参加者には、旅行参加への不参加を依頼します
- 旅行中に体調不良となった参加者は、旅行から離団し、他の参加者への感染防止の対応を行うとともに、最寄りの保健所や医療機関に相談・受診できるよう協力を依頼します
- 旅行中、要所でのマスクの正しい着用・手洗い等の案内を依頼します

７.「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」について

感染拡大防止と日常生活の両立を図っていくため、飲食等の各分野でワクチン接種歴やPCR 検査等の結果を活用した「ワクチン・検査パッケージ」を導入することとされています。

観光庁では、新型コロナウイルス感染症対策本部が策定した「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」とあわせて、旅行会社が実施するツアーや宿泊施設の現場におけるワクチン・検査パッケージの具体的な運用方法や留意点を定める「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」を策定しています。

今後、Go To トラベル事業等において導入するワクチン・検査パッケージを活用した安全・安心な仕組みについては、このガイドラインに準拠することとしています。

【ガイドラインのポイント】

○各場面での運用方法

[1]商品造成・販売時（販売時に明記する事項 等）

[2]販売後～旅行開始日・宿泊開始日当日（証明書の確認体制・ポイント 等）

○条件を満たさない場合の運用

・検査結果陽性時の対応、確認書類を持参していないケース等での対応

○留意点

・基本的な感染症対策の維持・徹底、検査結果の統一様式活用推奨 等

旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン
https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001442240.pdf

【　付属資料編　】

「農泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」Q＆A

令和４年１１月２９日

Q．１　ガイドラインの趣旨・考え方を教えてください

A．１　このガイドラインは、農泊施設（地域）における新型コロナウイルス感染防止とお客様（旅行会社含む）及び従業員、ご家族が安心して事業の継続・再開に向かうためのガイダンス（手引き）となるものです。本ガイドラインを参考に施設（地域）の状況、事業者等の実情に沿って創意工夫をお願いします。ぜひ、本ガイドラインを参考に、施設（地域）の対応マニュアルを整備してください。

Q．２　ガイドラインは地域の実情を反映していますか

A．２　このガイドラインは基本的な考え方を示したもので、各自治体の方針や助言を参考に対応していただくことになります。また地域の農泊協議会等で協議し施設（地域）の実情に沿った対応策の実施をお願いします。

Q．３「各施設の実情に合わせた具体的な対策」とあるが、ガイドライン全てを実践する必要がありますか

A．３　このガイドラインは、「清掃・消毒」「家主居住型・不在型」「各エリア・場面」「体験メニュー実施時」「旅行会社等への依頼事項」等に分けて記載しています。

地域の協議会等でご検討いただき、それぞれの実情に合わせて、地域で共通する感染防止に有効と思われる実現可能な対応策をお願いします。

一方、家族が同居（特に高齢者）しておられる「家主居住型」の農家民宿等、宿泊客の受入自体に不安をお感じになる場合、ご家族や地域の安心・安全を考慮し、新型コロナウイルスの影響が沈静化するまで、受入の一時中止を検討することも選択肢の一つと言えます。

Q．４ 新型コロナの影響は長期化することも予想されているが、ガイドラインは状況に応じて見直すこともありますか

A．４ このガイドラインは、「第１版」を令和２年６月３０日付にて作成し、さらにその後の状況や専門家のご意見等を踏まえ「第２版」「第３版」「第４版」を作成、さらには「第５版：令和４年１１月２９日付」を作成したものです。今後も引き続き、状況の変化に応じて修正・追加してまいります。大切なことは、農泊施設として利用者に対し、安心・安全を提供することですので、常に最新の情報を提供できるよう関係先とともに対応してまいります。

【　感染防止対策チェックリスト　】

簡易宿所・農家民宿事業者向け

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関するチェックリスト

○　このチェックリストは、職場における**新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐために各業態における基本的な対策の実施状況について確認**いただくことを目的としています。
○　本チェックリストの項目が「○」とならない場合であっても対策が不十分ということではありません。**職場の実態を確認し、事業者と従業員がとれる対策を確実に実施**いただくことが大切です。
○　本チェックリストで**確認した上で対策の改善に繋げる工夫を**をしてください。
また、各事業者におかれては、本ガイドラインも参考にして、施設規模や環境等の実情に応じて自主的にチェック項目を設けて十分な対策を講じてください。

項　　目	確　認	
1　感染防止のための 基本的な対策		
（１）感染防止のための基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
・「新型コロナウイルス対応ガイドライン」を徹底している	○	×
・感染防止に関する取組をホームページ等で対外的に公表している	○	×
・人との間隔は、最低１ｍ以上を確保するようにしている。	○	×
・マスクの着用を求めている。	○	×
・手洗いや手指消毒を求めている。	○	×
・その他（　　）	○	×
（２）三つの密の回避等の徹底		
・三つの密（密集、密接、密閉）を回避する行動について、事前告知や張り紙等で周知し、徹底を求めている。	○	×
・咳エチケットを周知し、徹底を求めている。	○	×
・こまめな換気（30分に1回以上数分程度窓を全開）について周知し、徹底を求めている。	○	×
・その他（　　）	○	×
（３）日常的な健康状態の確認		
・出勤前に体温を確認するよう周知し、徹底を求めている。	○	×
・出勤時等に、従業員の日々の体調（風邪症状や発熱の有無等）を確認している。	○	×
・その他（　　）	○	×
（４）新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
・国、地方自治体等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	○	×
・週末を含め保健所に連絡、指導を仰ぐ体制を確立している	○	×
・その他（　　）	○	×
2　感染防止のための 具体的な対策		
（１）基本的事項		
・「新型コロナウイルス対応ガイドライン」を徹底している	○	×
・施設内の定期的な消毒をしている。	○	×
・他者と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を極力少なくしている。	○	×
・人と人が対面する場所に距離を保つ又はアクリル板等で飛沫感染防止をしている。	○	×
・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯している。	○	×
・その他（　　）	○	×

（２）入館時		
・入り口やロビー内に手指の消毒設備を設置している。	○	×
・入館の際に手指の消毒、体温計測、健康質問票の記載を依頼している。	○	×
・その他（　　）	○	×
（３）送迎時		
・送迎車の運転席と後部座席の間にビニールシート等で仕切りを設置している。	○	×
・その他（　　）	○	×
（４）チェックイン・チェックアウト		
・全員の検温・本人確認を１００%実施している。	○	×
・宿泊客同士の距離を保つため、間隔を空けた待ち位置（最低１m以上）の表示等を行っている。	○	×
・フロントデスク、筆記具等の消毒（使い回しせず人数分用意か都度消毒）を徹底している。	○	×
・宿泊料金の支払いについて、カード決済等を行っている。	○	×
・返却されたルームキー等について消毒を徹底している。	○	×
・その他（　　）	○	×
（５）客室		
・ドアノブの消毒を徹底している。	○	×
・客室清掃時に消毒剤（洗浄剤・漂白剤等）を使って、部屋設備を清拭している。	○	×
・空調機を外気導入にしている。	○	×
・一定時間ごとに客室の窓を開けるように換気をお願いしている。	○	×
・その他（　　）	○	×
（６）食事関係		
・対面とならないように横並び着席とし、三密対策を徹底している。	○	×
・従業員はマスクを着用している。	○	×
・下膳作業後の手洗い、手指消毒を徹底している。		
・その他（　　）	○	×
（７）客室等の清掃		
・マスクを着用し、使用後のリネン類は回収後に人が触れないように密閉保管している。	○	×
・清掃時にマスク・使い捨て手袋を着用し、換気を徹底している。	○	×
・使用済みタオルは、回収後に人が触れないように密閉保管し、洗濯・消毒している。	○	×
・浴室内の設備・備品を清拭消毒している。	○	×
・通常の清掃後に、不特定多数が触れる箇所（階段の手すり、共用パソコン等）を始業前、始業後に清拭消毒している。	○	×
・宿泊客用スリッパ等は、使用後に清拭消毒又は使い捨てにしている。	○	×
・その他（　　）	○	×

（８）トイレ			
	・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒をしている。	○	×
	・共用のタオルではなく、ペーパータオル又は個人用にタオルを準備している。	○	×
	・常時換気を徹底している。	○	×
	・その他（　　）	○	×
（９）浴室			
	・入浴時間の設定、入場人数の制限を行っている。	○	×
	・浴室内の換気を徹底している。	○	×
	・貸タオル中止、清潔なタオルの使用を徹底している。	○	×
	・その他（　　）	○	×
（10）従業員等の休憩スペース			
	・休憩室を使用する人はマスクを着用している。	○	×
	・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにしている。	○	×
	・常時換気を徹底している。	○	×
	・共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒している。	○	×
	・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いを徹底している。	○	×
	・その他（　　）	○	×
（11）ゴミの廃棄			
	・ゴミはビニール袋で入れて密閉して処理している。	○	×
	・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、作業後は手洗いを徹底している。	○	×
	・その他（　　）	○	×
３　風邪症状等が出た場合			
	・宿泊客に風邪症状等が出た場合は、客室内で待機し、マスク着用と外出を控えることをお願いしている。	○	×
	・風邪症状等が出た場合、食事も客室にお届けし、他の宿泊客との接触を避けることとしている。	○	×
	・その他（　　）	○	×
４　新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が出た場合			
（１）陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止			
	・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを周知し、徹底することとしている。	○	×
（２）陽性者等が出た場合の対応			
	・感染の疑われる宿泊客がいる場合、客室内で待機し、マスク着用をお願いするとともに、外に出ないようにお願いすることとしている。	○	×
	・事前に他の宿泊客と区分して待機する部屋等を決めている。	○	×
	・感染の疑いのある宿泊客と対応する人も限定している。	○	×
	・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触をした者がいた場合にどのような対応をするかをルール化している。	○	×
	・その他（　　）	○	×

【参考とした資料等】

本ガイドラインは「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」の提言と「感染症学の専門家」や「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室」の監修、さらには、以下の各種業界団体等の「対応ガイドライン」を参考に作成したものです。

・農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン（農林水産省）
https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html

・宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン
（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟）
http://www.yadonet.ne.jp/info/member/pdf/covid19-guideline-v1.pdf

・新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた宿泊施設の清掃等マニュアル
（全国ビルメンテナンス協会）
https://www.j-bma.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/0529_COVID-19_guideline.pdf

・民泊感染防止対策ガイドライン（一般社団法人 日本民泊協会）
https://www.minpaku.or.jp/covid19-guidelines/

・体験交流企画　新型コロナウイルス等　感染予防対策ガイドライン
（一般社団法人全国農協観光協会）
https://www.znk.or.jp/topics/

・ふるさとホームステイ受入地域団体に求められる「新型コロナウイルス感染拡大予防」の取組　～参加する子供達・同行者や受入家庭にとって安全・安心な受入に向けて～　（（一財）都市農山漁村交流活性化機構）
https://www.kouryu.or.jp/information/kodomo_covid19.html

・旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン
（日本旅行業協会、全国旅行業協会）
https://www.jata-net.or.jp/virus/

・旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き　（日本旅行業協会、日本修学旅行業協会、全国修学旅行研究協会）
https://www.jata-net.or.jp/virus/

・外食業の持続継続のためのガイドライン
（日本フードサービス協会、全国生活衛生同業者組合中央会）
http://www.jfnet.or.jp/contents/_files/safety/FSguidelineA4_20514_21.pdf

・遊園地・テーマパークにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
（東日本遊園地協会、西日本遊園地協会、賛同企業）
https://www.e-yuenchi.com/pdf/amusement_park_guideline.pdf#search
・「感染防止対策チェックリスト（Ｐ２１－２３掲載）」作成協力
（農林水産省　農村振興局　農村政策部　都市農村交流課）

【その他参考情報】
各輸送機関における完全換気に必要な時間（具体的な実証実験による）
◆貸切バス・バス車内空気の換気による完全入れ替えに必要な時間　５～６分
常時作動　（バス製造会社ホームページより）
◆新幹線・車両内空気の換気による完全入れ替えに必要な時間　６～８分
常時作動　（ＪＲ各社ホームページより）
◆航空機：機内空気の換気による完全入れ替えに必要な時間　２～３分
常時作動　（航空会社各社ホームページより）

本ガイドラインの作成に当たっては、以下の「専門家」ならびに「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室」に監修いただきました。

尾内　一信　　川崎医科大学 名誉教授、川崎医療福祉大学 特任教授

「農泊」地域の皆さまとともに

昨年来の新型コロナウイルス感染症は、感染者の増減を繰り返しながら、一向に終息する気配がありませんが、コロナ対策の切り札といえるワクチン接種が始まり、少しずつではありますが、希望の光が見えてきました。

全国の「農泊」地域の皆さまにおかれては、今後の事業推進に不安を抱えておられることと存じます。しかしながら、農山漁村地域の所得向上と活性化をめざす「農泊」の取組は、今後とも、歩みを止めることなく進めていくことが必要です。

「一般社団法人日本ファームステイ協会」は、全国の「農泊」地域の皆さまに寄り添い、日本の地域を元気にしようとする全国の関係組織・団体の力を結集して「農泊」地域を支援し、これからも地域活性化に貢献してまいります。

令和４年１１月
一般社団法人日本ファームステイ協会
Japan Countryside Stay Association

【本件に関するお問い合わせ】

一般社団法人　日本ファームステイ協会

Japan Countryside Stay Association

住所：〒101-0021東京都千代田区外神田２－１７－２
電話：03-3526-2493　（ FAX：03-3526-2494 ）
E－Mail：info@jpcsa.org

または・・・

一般社団法人全国農協観光協会

【担当】　金子
E－Mail：s.mamoru.kaneko@i-znk.jp